

日精協発第22024号
令和4年5月25日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

公益社団法人日本精神科病院協会
会長 山崎 學

医療従事者への新型コロナウイルスワクチン追加接種に関する要望

新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて検討されている。厚生労働省の令和4年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルスワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）」では「3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者」とされており、医療従事者は対象となっていない。

精神疾患を有する患者は、その疾病特性からワクチン接種の同意が容易にとれないうえ、手指消毒・マスク装着・外出自粛が困難であること等により感染予防が難しく、一端、侵入を許し入院中の患者に新型コロナウイルス罹患患者が発生した場合、医療従事者が感染対策を懸命に施しても病棟での感染エリア・ゾーニングが守れない、理解できない等の理由により、蔓延しやすくクラスターが発生しやすい環境にある。特に、精神科病院では昨年のアンケートからも新型コロナウイルスに感染し転院が必要だと認められたにもかかわらず転院できなかった患者が全体の6割以上であった。このような現状において、新型コロナウイルスを院内に持ち込まないことが最重要となる。

イスラエルにおいて、オミクロン変異株流行中に同ワクチン4回目を接種した60歳以上125万人超を対象に行った試験の結果を述べた論文では「本データは4回目のワクチン接種が、感染率およびCOVID-19重症化率を低下するのに有効であることを示唆していた。したがって、医療従事者、高齢者や脆弱な集団に対する接種は推奨される」としている。

については上記を鑑み水際対策の徹底を考えた場合、精神科病院の医療従事者やその関連施設である介護保険施設・障害福祉施設の職員を新型コロナウイルスワクチン第4回目接種の対象とするよう要望する。